

## 第8回「人間重視の道路創造研究会」 議事要旨

日 時：平成21年4月14日（火）18：00～20：00

場 所：国土交通省（中央合同庁舎3号館）4階特別会議室

出席者：磯部力委員長、太田和博委員、屋井鉄雄委員

### <議事要旨>

#### 1. 前回研究会の議事要旨について

前回議事要旨について、事務局より報告があった。

#### 2. 主な議論内容

##### (1) 事務局説明関係（路面電車等の現代的ニーズに対応するための枠組みについて）

- ・道路と公共交通の関係について、利害関係を一体的に調整するのは良いことだが、具体的に道路法と軌道法のどこが問題になっているのか慎重に議論する必要がある。
- ・制度上は地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会で調整することが可能であるが、公共政策の策定の際には基本的に利害が対立するところがあるので、調整を超えた強い意思決定制度も後々は必要なのではないか。
- ・軌道法第12条第1項の規定により軌道経営者は一定範囲の道路を維持修繕する義務を負っているが、協定等に基づき維持修繕を道路管理者が行うことを禁じるまでのものではないと考えられるので、現行でもいろいろと手段はあるのではないか。
- ・交通やまちづくりと一体となった軌道の導入計画については、様々な交通機関があり、地域公共交通活性化・再生法があるので、道路法の中で議論することが重要ではないか。

##### (2) 事務局説明関係（残された課題について）

###### ①生活道路ネットワークの整備関係

- ・地元市町村が歩行者・自転車通行ネットワークの整備計画を策定するという方策は大変結構であるが、実効性のある形で法制度上きちんと位置付けるために、細かい部分もしっかり議論する必要があるのではないか。
- ・道路法の目的規定には「道路網の整備を図るため」とあるが、その具体的方策は特段規定されていないため、歩行者・自転車通行のネットワークを唐突に位置付けることは難しいのではないか。

- ・ネットワークを形成する空間には、河川敷などいろいろな空間もあり得るので、そういった道路法の道路以外の空間もうまく取り込んで整備計画を策定することも重要である。
- ・生活道路ネットワークについては、LRTや鉄道等の公共交通も含めた生活交通ネットワークとして考えるべきであるが、その際の利害調整方法のノウハウを持ち合わせていないため、まずは社会実験的に始めて、少しづつ計画策定プロセスのノウハウを蓄積していく必要があるのではないか。
- ・財源に関して、ネットワーク整備というパッケージに対して手当し、パッケージの中で自由に使えるような仕組みを考える必要がある。
- ・ネットワーク計画については、市町村に対して都道府県や国がサポートする仕組みを考える必要があるのではないか。
- ・公共交通、歩行者、自転車を含めた将来計画を立てるというのは大概の国でやっているので、我が国においても更なる改善ができるのではないか。特に自転車に関しては、整備計画を策定するという取組みはアメリカでも積極的に行われており、それを道路法の中に書き込めるのであれば、道路空間の使い方を考え直そうという時代の流れに沿ったものである。

## ②道路空間の立体的活用関係

- ・基本的には道路空間を立体的に有効活用させるべきであるが、公益性・公共性の判断は難しく、また公益性・公共性が高いものにだけ認めるとかなり限定的になるのではないか。
- ・どこの道路でも良いというものではなく一定の条件が必要であるが、少なくとも再開発事業のような面的整備を前提ということについては理解できる。